

諮問事項について

1. 実施機関

長崎県知事（福祉保健部こども政策局こども家庭課）

2. 事務の名称

臓器移植に伴う児童相談所における虐待情報確認事務

3. 事務の目的

18歳未満の児童からの臓器提供を行う施設から、児童虐待や配偶者暴力に関する情報の照会があった際、情報提供を適切に行うことにより、虐待を受けた児童から臓器が摘出されることのないよう臓器移植の運用に資するため。

4. 諮問事項

(1) 条例第7条の規定にかかる本人以外からの収集の制限関係

対象となる個人の類型

- ・臓器提供の対象となる可能性のある児童

本人以外から収集する個人情報の項目

- ・当該児童の氏名、性別、生年月日、住所

収集先

- ・臓器を提供しようとする医療機関

(2) 条例第8条の規定にかかる利用及び提供の制限関係

対象となる個人の類型

- ・臓器提供の対象となる可能性のある児童
- ・当該児童のきょうだい等
- ・当該児童の保護者等

取扱い目的以外の目的に利用・提供する個人情報の内容

- ・当該児童についての虐待相談としての対応経過の有無とその期間
- ・当該児童のきょうだいの虐待相談としての対応経過の有無とその期間及び不審死並びに乳幼児突然死症候群（疑い）に関する情報の有無
- ・当該児童の家庭におけるDV情報の把握の有無とその時期

(3) 対応

「臓器移植に伴う児童相談所における児童虐待情報等の取扱いに関する指針」を策定し、提供する情報の範囲及び情報提供の手続き等を予め定めることにより、適切な臓器移植及び個人情報保護の運用に資する。

臓器移植法等の制度の概要

1. 法令

H9.10.16 「臓器の移植に関する法律（臓器移植法）」施行

- ・脳死後の臓器移植が可能となる。

H22.7.17 臓器移植法の改正

- ・本人の意思不明でも家族承諾で臓器提供可。
(15歳未満の脳死下臓器提供が可能となる。)

臓器移植法の改正により、本人の意思が不明な場合であっても遺族の承諾があれば臓器提供が可能となり、併せて15歳未満の小児からの臓器提供が可能となった。

ただし、18歳未満の児童からの臓器提供については、厚労省が制定したガイドラインにより、脳死・心臓死の区別に関わらず、虐待が行われた疑いがある児童が死亡した場合には、臓器の摘出は行わないこととされている。

児童から臓器の摘出を行おうとする医療施設においては、臓器提供を行う施設が参照すべき指針の一つにおいて、同施設が虐待の可能性の有無を判断するために、児童相談所等に当該児童にかかる児童虐待情報等を照会することが示されている。

【参考】

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年7月18日法律第83号）

附則第5項 政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（臓器：心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸、眼球（角膜））

国通知

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）における虐待を受けた児童への対応等に関する事項に係る留意事項について

- ・「脳死下臓器提供者から被虐待児を除外するマニュアル」
- ・「子ども虐待診療の手引き」

2. 該当医療施設等

(1) 長崎県内で18歳未満の臓器提供が可能な医療施設（7施設）

長崎大学病院、十善会病院、長崎労災病院、佐世保市立総合病院、
国立長崎医療センター、島原病院、宮崎病院

今後増加予定。

(2) 虐待を受けた児童への対応等

虐待の有無の確認方法

- ・医療機関による診療上での確認
- ・児童相談所等関係機関との情報共有

臓器提供を行う場合

- ・施設内の虐待防止委員会と診療経過等の情報共有
- ・施設内の倫理委員会等で上記手続きが済んでいることを確認

3. 個人情報の流れ

(1) 医療機関から児童相談所(「長崎県各こども・女性・障害者支援センター」を

いう。以下同じ。)への照会により、県が収集することとなる個人情報

- ・当該児童の氏名、性別、生年月日、住所

(2) 児童相談所から医療機関への回答により、県が提供することとなる個人情報

- ・当該児童についての虐待相談としての対応経過の有無とその期間
- ・当該児童のきょうだいの虐待相談としての対応経過の有無とその期間及び不審死並びに乳幼児突然死症候群(疑い)に関する情報の有無
- ・当該児童の家庭におけるDV情報の把握の有無とその時期

4. 長崎県個人情報保護条例第8条との関係について

(1) 児童相談所が保有する児童虐待に係る個人情報は、児童虐待の対応を行うために取り扱うものであるが、本諮問案件は死亡した児童について、虐待を受けた又は疑いのある児童か否かを医療機関において判断するためのものであることから、本条の「取扱目的以外の目的で利用又は提供する場合」にあたる。

(2) 本条第2項第1号「本人の同意があるとき又は本人に提供するとき」の該当性

- ・本人が乳幼児である場合や意識不明または脳死と診断された状態であれば、本人の了解を得ることはできない。他県においては保護者の同意で足りている場合もあるが、虐待が行われている場合、虐待を行った保護者に同意を求めることは不適切と考える。

(3) 本条第2項第2号「法令等の規定又は国の機関からの指示等に基づくとき」の該当性

- ・本諮問事案は臓器移植法の趣旨に合致するものと考えられるが、法令には児童相談所等が情報提供することについて義務として明記されていないことから、「法令等の規定又は国の機関からの指示に基づくとき」には該当しない。

(4) 本条第2項第3号「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」の該当性

- ・臓器移植法の趣旨を鑑みれば当該情報提供には応じるべきと考えるが、情報提供に緊急を要し、本規定への該当性を判断する暇が無い場合も考えられるため、情報提供の目的、範囲、手段及び必要な手続き等について予め定めおく必要がある。

- (5) 本条第2項第8号「審査会の意見を聴いた上で、取扱目的以外の目的での保有個人情報の利用又は提供について公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき」の該当性
- ・ 上記(4)の「予め定めておく必要」がある事項については、審査会の意見を聴いたうえで定めるべきと考える。

5. 関係通知等(抜粋)

【「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)】

第5 虐待を受けた児童への対応等に関する事項

脳死・心臓死の区別にかかわらず、児童(18歳未満の者をいう。以下同じ。)からの臓器提供については、以下のとおりとし、虐待が行われた疑いがある児童が死亡した場合には、臓器の摘出は行わないこと。

2 虐待が行われた疑いの有無の確認について

- (1) 児童の診療に従事する者は、臓器の提供に至る可能性があるか否かにかかわらず、可能な限り虐待の徴候の有無を確認するよう努めること。また、その徴候が確認された場合には、児童からの臓器提供を行う施設においては、当該施設の患者である児童について、虐待対応のための院内体制の下で、虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認すること。

【「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針における虐待を受けた児童への対応等に関する事項に係る留意事項について】

2. 児童からの臓器提供を行う施設において虐待対応マニュアルを整備するに当たっては、以下に例示するような関係学会、行政機関等において作成された指針等を参照するものとし、当該マニュアルの中に、参照した指針等を明記すること。

- ・ 「脳死下臓器提供者から被虐待児を除外するマニュアル」(平成21年度厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業)「小児の脳死判定及び臓器提供等に関する調査研究」)
- ・ 「子ども虐待診療手引き」(日本小児科学会)

【脳死下臓器提供者から被虐待児を除外するマニュアル】

3) 虐待・ネグレクトを疑わせる情報

子ども虐待・ネグレクトを医療機関だけで診断することは非常に難しい。特に、脳死状態となり得るほど重症な症例の場合、児童相談所・保健所・保健センター・警察等の持つ情報は虐待・ネグレクト診断に不可欠であり、これらの機関への照会を怠らないことが肝要である。

【児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について】

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第83号)附則第5項では、政府は、虐待を受けた児童から臓器が提供されることのないよう、

虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨規定されており、法律の趣旨として、虐待を受けた児童の臓器が提供されるべきではない旨が明確にされている。

これを踏まえ、医療機関で児童からの臓器提供が検討される場合、医療機関は、当該児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認する必要がある、そのためには、関係する児童相談所における当該児童に係る虐待相談対応の有無等について照会することも想定される。

このため、都道府県等の児童福祉主管部局や児童相談所では、臓器提供者となる可能性がある児童に関し、過去及び現在の児童相談所による虐待相談対応の有無等について児童相談所に照会があった場合に円滑に対応できるよう、照会の方法や個人情報保護条例上の整理等について事前に関係部署と協議しておく必要がある。都道府県等の衛生主管部局や医療機関から協議への協力を求められた場合には協力するようお願いする。特に、個人情報保護条例については、あらかじめ個人情報の第三者提供に係る除外規定のいずれの条項に該当するか整理することや、必要に応じてあらかじめ個人情報保護審査会の諮問・答申手続により整理することなどが必要となる。